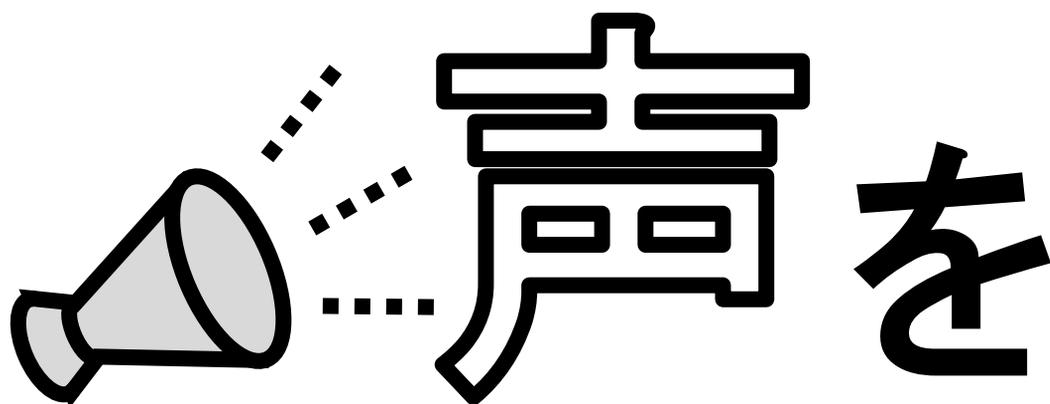


あなたの



届けてみませんか。

消費生活審議会委員を募集します！

県では、消費者被害の未然防止や救済に向け、様々な施策を実施しています。このたび、「神奈川県消費生活審議会」において、県が実施する消費者施策に関する事業等についてご意見をいただける委員2名を公募します。

この機会にあなたのご意見を神奈川県に直接届けてみませんか？

応募期間：令和8年4月1日(水)～4月30日(木)
最終日17時必着

委員となった方には

- 消費生活審議会委員として、本県消費者施策に関する議論にご参加いただきます。
- ご参加いただいた審議会ごとに、委員報酬及び交通費をお支払いいたします。

※応募方法等、詳細は裏面及び県ホームページをご覧ください。
(県HP)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f370230/r8koubo.html>



【お問合せ先】神奈川県消費生活課企画グループ

電話 (045) 312-1121 (内線：2622, 2653) FAX (045) 312-3506

県ホームページのお問い合わせフォームからお問い合わせいただくこともできます。

神奈川県消費生活審議会とは

- 本県では、県の消費者行政のあり方に関してご意見をいただくため、神奈川県消費生活審議会を設置しています。
- 委員は、公募の方を含めて、学識経験者等17人となっています。
- 会議は、年間2回程度、平日の日中2時間30分程度の予定です。※Web参加可能
- 会議及び議事録は、原則として公開されます。
- 委員には、委員会出席の都度、県の定める基準により報酬と交通費をお支払いします。

募集概要

募集人数

2名

任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで（2年間）

募集条件

- 令和8年7月1日現在、満18歳以上で県内に在住または在勤・在学している方
- ※ 日本語のできる外国籍の方を含みます。
- ※ 県職員、県職員であった方、県議会議員の方、当審議会の委員に就任したことがある方は応募できません。

応募方法

- 次のいずれかの方法でご提出ください。
応募期間：令和8年4月1日（水）～4月30日（木） ※最終日17時必着

電子申請の場合

電子申請システムの申込みフォームに従って、必要事項を入力し、送信してください。



《電子申請システムの二次元コード》

郵送の場合

- ① 県HPから次の様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。
 - ・ 神奈川県消費生活審議会公募委員申込書
 - ・ 消費者行政に関する意見書
 - ② ①を次の宛先まで郵送してください。
〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階
消費生活課企画グループ 宛
- ※ 提出いただいた書類は返却できません。

選考

- 1 書類選考 ご提出いただいた書類をもとに、選考を行います。合否については、令和8年5月下旬頃に通知します。
- 2 面接選考 書類選考に合格された方を対象として、令和8年6月上旬頃に面接選考を行います。なお、面接の日時及び場所については、対象の方へ別途ご連絡します。合否については、令和8年6月中旬頃に通知します。
- 3 委員の決定 面接選考に合格した方を委員として決定します。委員に決定された方には、令和8年7月以降に開催される審議会に参加していただきます。